

○ 会 議 録 (要点筆記)

会 議 名	令和7年度 第2回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和8年2月5日			
開催場所	基山町役場2階203会議室			
開閉会日時	開会	令和8年2月5日 午後2時		
	閉会	令和8年2月5日 午後3時10分		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	渡瀬 浩介	出	松石 英次	出
	本山 康子	出	松隈 浩	出
	河野 保久	欠		
	品川 和子	出		
	内山 順子	出		
	鶴田 しのぶ	出		
	福永 真理子	出		
会議録署名人	渡瀬 浩介 品川 和子 内山 順子			

～14時開会～

令和7年度 第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録（要点筆記）

【事務局】令和7年度第2回基山町まちづくり推進審議会を始めます。
議事録作成のため、録音させていただきます。
議事進行は会長にお願いします。

<会長あいさつ>

みなさん、こんにちは。ニュースで佐賀空港がキングダム空港になった、どぶろっく町民栄誉賞受賞など流れてくるのを見て、基山町民のように嬉しく思っております。先日、山口知事と会議で一緒になった時にキングダムのカードを配ってありました。佐賀県盛り上がってるなと感じているところです。月曜日と金曜日に佐賀大学で授業していて、昨日やっと成績集計が終わり、提出をして一段落しました。保育園は3月14日の卒園式に向けて今、いろいろ準備をしているところです。

今日はいろいろと内容的に、委員の皆さんのご意見を活発にいただかなければならない議題もあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議事

・町民提案の取扱いについて

【会 長】次第2.「議事」に移りたいと思います。
事務局は、「町民提案の取扱いについて」説明をお願いします。

【事務局】今年度、町民の方からいただきました町民提案の中で、その町民提案の取り扱いについて、まちづくり推進審議会での審議を求められているものがありましたので、今回、議事としてあげさせていただいております。
内容についてご説明します。

— 町民提案の取扱いについて説明 —

【会 長】今の事務局からの説明でだいたいお分かりになったと思いますが、これは大変厳しいご指摘内容であると思います。遅れてしまった事実があるわけですから規則違反になるわけです。これは真摯に反省していかなければならない。最初、この話を聞いたとき、事務局に、このことは町長にちゃんと伝わってるのかを確認して、「もちろん町長にも報告をしています。」という回答をいただきました。今日の会議が始まる前に松田町長とお話をしたところです。このことについて

は、このまちづくり推進審議会で、しっかりと審議をなさいと求められているわけですから、ここで審議して内容を更にまとめて町長へ提言させていただきませう。ぜひ、委員さん方のお考えをいろいろお聞かせいただきたいと思ひます。どなたからでも結構です。よろしくお願ひします。

【委員】この件に関しては建設課へ依頼をして回答を求めたわけですが、回答期限前に催促しなかつたんですか。

【事務局】しておりませんでした。

【委員】放置してしまつたわけですね。ちゃんとスケジュール管理をして、期限に間に合うように回答するということが必要だと思ひます。規則で決めてあるわけですので、それを遵守していくことが第一だと思ひます。

【委員】説明があつた中で、まちづくり課に提出されたものを建設課に回答依頼するという流れになつていられるようですが、この建設課にお願ひするときの文書について「10月31日までに、回答書の作成をお願いします」という文書を出してあります。まちづくり課からの声かけ・催促も必要だと思ひますが、建設課の担当者も10月31日という期限があることをしっかりと頭に入れて、それまでに答えが出ない場合は、「ここまでやっています。」という状況説明を提案者ご本人へ連絡することができていれば、ご本人さんも少しは待つ気持ちになれたと思ひます。お互いが声かけをしたり、返事をしたりすれば難しくはなかつたのかなという気もいたします。

【委員】一人の提案者の方から提案があつたからこういう審議を行うかと思ひますが、資料3を見ると、回答が遅れてるのはこれだけじゃない。提案が来たら1か月以内に回答するというのがはっきり分かつてるわけですから、回答期限も決めて各課に依頼していると思ひますので、まちづくり課がしっかりと担当課へ催促すべきだつたと思ひます。

【会長】他にもありますか。どんどん出してください。

【委員】今後このようなことを繰り返さないようにしてください。

今回の件への意見ではないが、自分達の町は自分達で綺麗にするという考え方も持っていて欲しいと思ひます。

【建設課】回答が遅れてしまつてこうやって皆さんにご審議いただくことになつてしまい本当に申し訳ございません。1か月以内というルールがあるので、途中の段階でもここまでは回答できるという範囲で回答して、最終的な回答はいついつまでにとつて回答すべきでした。ご迷惑をおかけしました。

【会長】他のご意見もいただければと思ひます。

【委員】提出された提案で、回答作成にどれぐらい時間がかかるか、まちづくり課でも把握されてるんですか。担当課に「1か月以内に回答をお願いします」と依頼して終わつてるんですか。

【事務局】1か月で催促は出来ていませんでした。2か月くらい待つて回答が出てこない場

合に、担当課へ状況を聞きに行っていたというのが実情です。

【委員】提案書に関していろいろ関係法令等や文書を調べることに時間がかかっていることを、まちづくり課も把握していたのか。両方の課が時間かかるというのを知っておけば、お互いに状況を聞けたと思います。回答依頼をただけで、建設課だけがそれを検討してあれば、誰からもどうなってるのか聞かれなければ、ついつい時間が経ってしまうのかなと思います。

【事務局】回答はしたが事業完了していないもの、例えば、側溝の蓋掛けなど、町の計画や予算に基づいて何メートルずつ行っていくというのがあります。そういうものは担当課とやりとりしながら、年2、3回は進捗状況を把握していますが、まちづくり提案書をいただいて1か月の間に担当課へ状況を確認するというのは行っておりませんでした。今後は、密に担当課とやりとしないといけないと思っております。

【事務局】補足です。提案書をいただいて解決まで時間がかかる場合も1か月以内に具体的な回答時期を明示し回答しなければならなかったと大いに反省しております。途中経過の報告をもらしていたことも大きな問題点だったと反省をしております。

【会長】もう1回整理しますと、まず今回求められてるのは、問題はどっだったのか、今後どうしたらいいかということで、ここで審議して町長に対して提言をさせていただきます。今ある程度は意見を出していただきましたが、他に何かありましたらお願いします。

【委員】私が提案者であれば、規則に1か月以内と書かれているのであれば、電話1本でもいいので、「まだ解決にならないので回答をお待ちください」という一言をいただければ気持ち的に違ったのかなとそこの部分も大きかったと思います。ただ、先ほど他の委員さんがおっしゃったみたいに、同じ事を繰り返さないようにこれから心掛けるしかないと思います。今回のことだけではなく他の提案書についても、なかなか1か月以内で全てを回答して解決するのは難しい。1か月以内に何でもかんでもしなければならなくなると、内容も雑になってきてしまうし、それこそ役場に投げかけられたものを全部役場だけで対応ということよりも、提案者とのいろんな話し合いとかそういうことも解決には大事なのかなと思います。そういうところも含めて、本来どれだけの時間がかかるものなのかなと、ちょっと今感じたところです。何か回答をするということについても、まずは窓口受付やメール受付のときにその方といろいろお話し等あれば違うのかなと思ったりもします。上手く言えないんですが、一番はコミュニケーション。まちづくり課もこれだけが仕事ではないので、また、これだけのものを持って来られる大変なお仕事量だとは思っているのでそこら辺も含めて、この期間というものをどうなのかなと少し感じたところです。

【委員】提案書をいただいてから回答までが1か月というのが、他の決まりの中でも標準なんですか。1か月というのが本当にいいんだろうかと思います。

【委員】今回の件に関しての意見ではないですが、基山町は幸せな町だと思いました。他

- の委員さんが言われたように要望を受けていたら際限ないと思います。行政に頼っていいところと、自分達が出来るところを町民も考えるべきだと思いました。
- 【会 長】大体皆さんのご意見等は伺いました。私の方で事務局と内容をまとめますが、今回の問題は、悪い言い方をすれば放置した、それから関係課での催促がなされていない。なあなあ体制になっているというところで、見直す機会にはなっていないと思います。ただ、行政として規則はとても重いものであります。委員さん言われたように、回答まで1か月が適当なのか、2か月ぐらいスタンスとして持つておくとか、それは、また別のところで話し合われるとは思いますが。それから、今回のことを受けて、全庁体制で情報の共有をする。委員さん言われたように、1か月にはとても間に合わないときは、提案者の方とのコミュニケーションをとって丁寧な対応をしていく、そこが一つの問題となっていたかと思います。今皆さんから出していただいた意見をまとめて提言書を作成したいと思います。一任していただけるかお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 【委 員】一任します。
- 【会 長】議事については以上で終了したいと思います。

3. 報告事項

- 【会 長】それでは令和7年度協働化事業の調査結果について、事務局から説明をお願いします。
- 【事務局】令和7年度の協働化事業の調査結果についてご説明します。

— 報告事項 令和7年度の協働化事業の調査結果について説明 —

- 【会 長】ありがとうございます。では、今の説明に対してご質疑等ありましたらお願いします。

— 意見無し —

- 【会 長】それでは、報告事項（2）令和7年度の町民提案・回答状況について、事務局からお願いします。

— 報告事項 令和7年度の町民提案・回答状況について説明 —

【会 長】ありがとうございます。では、今の説明に対してご質疑等ありましたらお願いします。

【委 員】直接的な意見ではないですが、自分達でできるものと町へ要望しないといけないものの区分をしないといけないと感じました。

【会 長】他にございませんか。他にご質問ないようでしたら、最後に次第4. その他について、事務局よりお願いします。

【事務局】基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会についてご連絡いたします。

— 基山町まちづくり基金事業報告会及び協働のまちづくり勉強会について連絡 —

【会 長】ご意見などありますか。

— 意見無し —

【会 長】無いようでしたら、今回の議事、報告事項は終了したいと思います。それでは、これで第2回基山町まちづくり推進審議会を終了したいと思います。

～15時10分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和8年 3月9日

会長 (氏名) 渡瀬若介

委員 (氏名) 品川 和子

委員 (氏名) 内山 順子